を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

⑸　手続における交渉の有無　無

⑹　契約書作成の要否　要

⑺　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無

⑻　関連情報を入手するための照会窓口　3⑴に同じ。

⑼　共同企業体としての認定及び一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　共同企業体としての資格の認定及び2⑶に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けなければならない。

⑽　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Takashi Asaduma, Director, National Hospital Organization Murayama Medical Center

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work for National Hospital Organization Murayama Medical Center

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M. January 17th, 2017

⑸　Time-limit for the submission of tenders : 10 : 00 A.M. February 9th, 2017 (Tenders delivered by mail 5 : 00 P.M. February 8th, 2017)

⑹　Contact point for the notice : Masaya Murakumo, Manager, Accounting Division, National Hospital Organization Murayama Medical Center, 2―37―1 Gakuen Musashimurayama-shi, Tokyo, Japan. 208―0011 TEL 042―561―0680 FAX 042―566―1674

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成28年12月26日

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長　西村　志郎

◎調達機関番号　599　◎所在地番号　27

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　29―新千里東町団地先工区建設工事

⑶　工事場所　大阪府豊中市新千里東町二丁目7番

⑷　工事・エレベーターの保守管理業務内容及び設計内容

①　工事内容

住棟　鉄筋コンクリート造　4～12階建　3棟　住宅戸数380戸

付属棟　駐車場、ゴミドラム・ゴミ置場、電気室、清掃員詰所、駐輪場

建築工事、電気設備工事、衛生設備工事、エレベーター設置工事、土木工事、造園工事　一式

②　エレベーターの保守管理業務内容

新千里東町団地先工区の集合住宅に設置するエレベーター5基の供用開始後20年間の保守管理業務

③　設計内容　実施設計及び計画通知等に係る図書の作成・申請作業

⑸　工期　平成29年4月から平成31年10月まで（予定、実施設計及び申請期間を含む。）

⑹　追加工事　無

⑺　工事実施形態

①　上記⑵に示す工事（以下「本工事」という。）は、申請時に「企業の技術力」、「配置予定技術者」、「施工計画」等について記述した競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受付け、入札時に価格と価格以外の要素を総合的に評価し、落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事とする。

②　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事とする。

③　本工事は、低入札価格調査対象となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事とする。

④　本件の落札者は、工事の契約に先立ち、当機構と「エレベーター保守管理業務に関する覚書」を交換する。また、当該工事の完了時までに「エレベーター保守管理業務に関する覚書」に基づき、「協定書」を締結する。

⑤　本工事においては、資料の提出、入札等を紙入札により行い、電子入札システムは適用しない。

2　競争参加資格　競争に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

⑴　契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ていない者でないこと。

⑵　一定の不誠実な行為により当機構から取引停止措置を受け、その後2年間経過しない者でないこと。

⑶　当機構関西地区における平成27・28年度建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。

なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本支社長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。

また、本工事の入札に参加する者は、入札日までに当機構関西地区における平成29・30年度建築工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。

⑷　当機構関西地区における平成27・28年度建築工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（客観点数）が、1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。（上記⑶の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,200点（共同企業体の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては、1,150点）以上であること。）

⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑹　次に掲げる設計及び工事の実績を有する者であること。

①　単体で申請の場合は、以下の㈠及び㈡の条件を満たすこと。（㈠に該当する場合は、㈡の条件を満たすこと。）

㈠　平成13年度以降（平成13年4月1日から申請書及び資料の提出日の前日まで）に完了し引渡しが済んでいる以下（※）の元請としての設計実績を有する者で、設計部門が建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所登録のある者であること。（共同企業体の構成員としての実績は、代表者の場合のものに限る。）

※鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の地上6階建て以上の共同住宅（1戸当りの専有面積が30㎡以上に限る。）の新築建築工事の実施設計。

なお、床以外の主要構造部全部又は一部にプレキャストコンクリート部材を使用する場合は、公告日の前日までに「建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令」に規定する指定性能評価機関の「性能評価」が完了したものであること。

ただし、設計業者が申込者の一員となる場合は、㈠の条件による。

㈡　平成13年度以降（平成13年4月1日から申請書及び資料の提出日の前日まで）に完成し引渡しが済んでいる本工事と同種の工事（以下「同種工事」という。）の元請としての施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

同種工事は、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の地上6階建て以上（＊1）、かつ200戸以上（＊2）の共同住宅（1戸当りの専有面積が30㎡以上に限る。）の新築建築工事とする。